



仁淀川下流衛生事務組合からのお知らせ

し尿収集の休日について

8月14日(火)～19日(日)は、組合許可業者の夏季休暇(盆休み)及び搬入路舗装工事のため、し尿の収集を休ませていただきますので、ご注意ください。

なお、汲み取りにつきましては、事前に指定業者にご連絡をお願いします。

▶ 問い合わせ

仁淀川下流衛生事務組合

☎ 852-0783



河川一斉清掃へのご協力ありがとうございました

7月15日、河川一斉清掃を実施しました。

この清掃は、国土交通省が毎年7月を河川愛護月間と定め、良好な河川環境をつくるための行事として行っています。

当日は、各種団体のご協力のもと、仁淀川5会場(八田・伊野・波川・鎌田・加田)で259名、宇治川9会場(新江尻橋・天神橋・沖田橋・是友橋・県住

入り口・枝川橋・北浦橋・小田橋・八代公民館)で229名の皆さんの参加により、ビン、缶、ペットボトル、紙くずをはじめ、多くのごみを拾い集めていただきました。

紙上をもちまして、厚くお礼を申し上げます。

環境課



森林の立木を伐採するときには届出が必要です

1. 伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出させていただくものです。

2. 対象となる森林

保安林などを除く民有林。(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請が必要となります。

3. 手続き方法

(1)届出対象者 森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。

①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

(2)届出期間及び届出先 伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

森林の所有者届出制度のお知らせ

1. 届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

2. 届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

3. 届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ

届出を要しない場合や事後届出の場合もあります。また、所定の届出様式がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

■産業経済課
■吾北総合支所産業課
■本川総合支所産業建設課

☎ 893-1115 ☎ 893-1440
☎ 867-2313 ☎ 867-2777
☎ 869-2115 ☎ 869-2938